

令和7年度

**介護保険サービス事業運営に係る
留意事項について**

施設系

**介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、
特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護
(介護予防含む)**

三重県子ども・福祉部

福祉監査課 事業所監査班

説明内容

- 1 勤務体制の確保等
- 2 業務継続計画（BCP）の策定等
- 3 衛生管理等
- 4 虐待の防止
- 5 身体的拘束等の適正化
- 6 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等
- 7 協力医療機関との連携体制の構築
- 8 その他



1. 勤務体制の確保等（共通）その1

- ① 管理者、従業者(※)が勤務すべき事業所及び職種を明確にすること
(※生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員等)
- ② 他事業所と兼務をする従業者について、辞令または雇用契約書等で勤務する施設や事業所を明らかにすること。
- ③ 法人の役員等であっても、当該施設の従業者である場合は、勤務する施設名、職種、常勤・非常勤の別等を明確にし、出勤簿等により、勤務管理をすること。
- ④ 従業者の資質向上のために必要な研修を計画的に行うこと。
※虐待防止、身体的拘束等の適正化、感染症対策、非常災害対策を含むこと

1. 勤務体制の確保等（共通） その2

適切なサービス提供を確保する観点から、事業主が職場において行われるセクハラやパワハラ等により、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制整備
- ③顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために必要な体制整備（推奨）

※厚生労働省HP参照
「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」
「管理職・職員向け研修のための手引き」

1. 勤務体制の確保等（共通） その3

無資格者の認知症介護基礎研修の受講

看護師等の資格を有する者以外の全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

※長寿介護課のHP等、参照

対象外となる資格者

社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等

2. 業務継続計画（BCP）の策定（共通）

- ① 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する当該サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施すること。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

業務継続計画未策定減算（令和6年度新設）

- ・感染症若しくは災害のいずれか、又は両方の「業務継続計画」が策定されていない場合、所定単位数の100分の3に相当する単位数が、減算になります。

3. 衛生管理等（共通）

感染症が発生し、又はまん延しないよう次に定める措置を講ずること。

- ① 施設における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会**をおおむね**6月に1回以上**開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

※委員会はテレビ電話装置その他の情報通信機器の活用可

- ② 施設における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための**指針（ガイドライン）**を整備すること。
- ③ 施設において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練**を**定期的**に実施すること。

4. 虐待の防止（共通）

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずること。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を 検討する**委員会**を**定期的**に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
※テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用可
- ② 施設における虐待防止のための**指針**を整備すること。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための**研修**を定期的**に**実施すること。
- ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと。

高齢者虐待防止措置未実施減算 (令和6年度新設)

- ・虐待の発生またはその再発を防止するための措置として

- ①委員会の開催 ②指針の整備
- ③研修の実施 ④担当者を定める

①～④が一つでも講じられていない場合、

- ・所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算になります。 ※経過措置期間なし

5. 身体的拘束等の適正化（共通）その1

事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

5. 身体的拘束等の適正化（共通） その2

- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

身体拘束廃止未実施減算（令和6年度見直し）

前頁①～④の措置が講じられていない場合は、
所定単位数の100分の1に相当する単位数
（平均して9単位数程度／日）の減算になります。

6. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（共通）

事業者は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上、その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

※令和9年3月31日まで経過措置あり

7. 協力医療機関との連携体制の構築（その1）

**介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、
（※）特定施設入居者生活介護**

（1）施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、地域の医療機関等との実行性のある連携体制を構築するため次の①～③の要件を満たす協力医療機関を定めること。

令和9年3月31日まで経過措置があり

7. 協力医療機関との連携体制の構築（その2）

- ① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 施設から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状等が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
※③については、病院に限る。

7. 協力医療機関との連携体制の構築（その3）

- (2) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を**知事**に届け出ること。
- (3) 入所者が協力医療機関等に入院した後に病状が軽快し、退院が可能となった場合において、再び当該施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

※特定施設入居者生活介護（介護予防含む）は上記（1）と（3）が、努力義務となります。

8. その他（各種加算を算定する場合）

施設系の管理者（施設長）にお願いします。

令和6年度の報酬改定により、加算が新設されたり、算定要件が見直されたりしていますが、加算を算定される場合は、これまで算定している加算も含め、算定要件をすべて満たしているか、毎月、確認するようお願いします。

加算の算定要件を満たさなくなっていたことに気が付かず、漫然と算定し続けていたため、介護報酬の返還（過誤調整）になった事例がありますのでご注意ください。



8. その他

参加確認票（B）の提出について

今年度の集団指導の通知文書中の事業種別一覧表にある「施設系用の入力フォーム」から提出をお願いします。
※電子メール、FAX、郵送による提出は受付していません。

提出期限は、令和7年8月29日（金）

「参加確認票（B）」に入力していただきたい 「キーワード」について

令和6年度の条例改正により、施設系の共通事項として

「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための〇〇の設置」を新たに加えることとされました。※R9.3.31まで経過措置あり

今年度の「施設系」の参加確認票のキーワードは、この「〇〇の設置」に当てはまる言葉「〇〇」を「参加確認票（B）」のキーワードの欄にご記入ください。

ご視聴いただきありがとうございました

事業所内での情報共有 と「参加確認票（B）」
の提出 を期日までにお願いします

よろしく申し上げます

